

千葉県本庁舎市民駐車場における
災害被災者が所有する車両の駐車場としての貸出し手続きに関する要領

1 趣旨

この要領は、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、被災者が所有する車両の駐車場の確保が困難となり、本市が保有する土地の一部を当該車両の駐車場用地として提供したことに鑑み、今後発生する可能性のある大規模な自然災害により、自己の所有する駐車場が利用できなくなった者に対して、本庁舎市民駐車場の一部を貸し出すために必要な手続きを定めるものとする。

2 対象者

対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 大規模な自然災害により、自己が所有する駐車場が利用できなくなった者
- (2) 千葉市内に在住又は避難している者

3 対象車両

対象となる車種は、普通自動車、軽自動車、小型トラック等で、本庁舎市民駐車場の駐車区画の枠内に収まる大きさであるものとする。

4 申請

貸出しを受けようとする者は、下記の書類を添えて新庁舎整備課長に提出するものとする。

- (1) 災害時本庁舎市民駐車場貸出申請書
- (2) 罹災証明書の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 車検証の写し
- (5) 車両の写真

5 貸出し

新庁舎整備課長は、申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは申請者に駐車場の貸出しを行うものとする。

新庁舎整備課長は、申請を認めた者（以下「借受人」という。）に対して、許可証を交付するものとする。

6 料金

駐車場は無償で貸し出しするものとする。

7 利用

- (1) 1家庭1台とする。
- (2) 貸出期間は1月以内とする。ただし、2回まで更新することができる。

- (3) 借受人は、指定された駐車枠内に駐車しなければならない。
- (4) 借受人は、貸出期間が終了したとき又は貸出期間内で駐車場の貸出しを受ける要件を満たさなくなったときは、速やかに新庁舎整備課長に申し出るものとする。

8 免責

駐車場で生じた事故等については、借受人の責任において処理するものとし、市が責任を負わないものとする。

9 遵守事項

- (3) 指定駐車区域に駐車すること。
- (4) 駐車場管理状況による車両の移動指示に従うこと。
- (5) 駐車場利用規約に従うこと。

10 使用許可の取消

以下の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 駐車場利用規約その他施設管理に必要な指示に従わないとき。
- (2) 施設管理上の必要が生じたとき。

11 補則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、新庁舎整備課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。